

表1 主なマイコトキシンの汚染食品、毒性および規制

マイコトキシン	主な汚染食品	毒性	食品安全委員会での評価	わが国での規制の有無
アフラトキシン(B ₁ , B ₂ , G ₁ , G ₂)	ナッツ類、トウモロコシ、米、麦、ハトムギ、綿実、香辛料	肝がん、肝障害、免疫毒性	済み	総アフラトキシンとして全食品を対象に10 μg/kg
アフラトキシンM ₁	牛乳、チーズ		済み	なし
オクラトキシンA	トウモロコシ、麦、ナッツ類、ワイン、コーヒー豆、レーズン、ビール、豚肉製品	バルカン腎症、腎障害、腎ガン、免疫毒性、催奇形性	済み	なし
トリコテセン系カビ毒				
デオキシニバレノール			済み	規制なし(暫定基準値有り)
ニバレノール	小麦、大麦、穀類加工品、麦芽、雑穀	免疫毒性、消化器障害	済み	なし
T-2, HT-2			なし	なし
ゼアラレノン	小麦、大麦、穀類加工品、麦芽、雑穀	エストロゲン様作用未成熟豚の外陰部の肥大	なし	飼料では暫定基準:最大値が1ppm
フモニシン(B ₁ , B ₂ , B ₃)	トウモロコシ、トウモロコシ加工品	新生児の神経管への催奇形性	なし	なし
パツリン	リンゴジュース、リンゴ加工品	消化管出血	済み	リンゴジュースを対象に0.05mg/kg
シトリニン	米、麦、そば	腎障害	なし	なし
ステリグマトシスチン	米、麦、トウモロコシ、チーズ	肝がん、肝障害	なし	なし